

手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加取組みに関するお知らせ

平素は、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

産業界・金融界では、政府の示す「約束手形・小切手の利用廃止」の方針に沿い、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化への取組を行っています。

こうした環境を踏まえ、当組合におきましても、手形・小切手の電子化に向けた取組として下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）を当組合の手形・小切手の最終振出期限とします。

最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

※払戻請求書による支払は、従来通り可能です。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付終了

受付終了日：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了します。

3. 自己宛小切手の発行終了

発行終了日：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって、自己宛小切手の発行を終了します。

以下、既にご案内又は実施済の内容。

- ・2027年4月以降が期日の手形・小切手の代金取立受付停止

受付終了日：2026年9月30日（水）

- ・手形帳・小切手帳の発行終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

- ・当座勘定規定の改定による払戻請求書を用いた当座口座からの払戻開始

払戻開始日：2026年4月1日（水）

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または営業担当者までお問合せ下さい。

以 上